

保育園・幼稚園等による木育推進事業実施要領

平成28年4月1日付27産労農森第1071号
改正 平成29年4月1日付28産労農森第1251号

(目的)

第1 この要領は、保育園・幼稚園等による木育推進事業実施要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1070号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する保育園・幼稚園等による木育推進事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の公募に関する内容)

第2 実施要綱第4に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を自らの費用負担で実施する者。ただし、国又は地方公共団体は対象としない。

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

ア 応募書類

提出部数は6部とする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

(ア) 保育園・幼稚園等による木育推進事業応募申請書（第1号様式）

(イ) 経費内訳書（第2号様式）

(ウ) 申請者の概要（第3号様式）

(エ) 木育活動計画書（表題・様式は自由）

なお、申請施設につき、本補助金を受けた実績がある場合は、補助金を受けた年度の木育活動計画も併せて提出すること。

(オ) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）

(カ) 設計図書（事業の詳細がわかる立面図、平面図等）

(キ) 木材使用数量表（木拾い表（多摩産材以外の木材を使用する場合には、多摩産材の使用量と分けて記載すること。））

※（ア）～（オ）は必須、（カ）及び（キ）は実施要綱別表2の事業を実施する場合

イ 応募先

事業の実施場所により以下のとおりとする。

(ア) 23区・島しょ：東京都産業労働局農林水産部森林課

(イ) 多摩地域：東京都森林事務所森林産業課

ウ 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

(事業の実施)

第3 実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、保育園・幼稚園等による木育推進事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1072号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

2 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

(その他)

第4 既に本事業を実施した施設等であって、補助金交付要綱第4第2項に定める方法により、補助金交付要綱別表1に定める事業の補助上限額に達したものについては、事業の実施を申請することはできない。

2 補助金交付要綱別表2に定める事業の補助上限額に達したものについては、別表2に定める事業の実施を申請することはできない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。